

芦屋町教育委員会会議録

令和8年第3回定例会

日 時 令和8年3月9日（月） 午前9時00分 ～ 午後0時5分
※午前9時45分～午前11時10分まで中断

場 所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委 員	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	森 山 真 奈 美
	委 員	佐 伯 慎 也
	教 育 長	三 桝 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香
	指 導 主 事	坂 口 博 章

「書 記」	学校教育係	原 田 聡 太
-------	-------	---------

「議事日程」

第1 会期の日程

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出議案

○議案第8号 芦屋町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議案第9号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○議案第10号 芦屋中学校部活動外部指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について

○議案第11号 芦屋町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

第4 協議事項

○令和8年度芦屋町教育委員会の基本方針について

○令和8年度芦屋町学校教育の重点取組について

○令和8年度芦屋町学力向上の取組について

第5 報告・連絡

○令和8年度ワンヘルス教育推進事業（県事業）の受託について

○令和8年度小中学校入学式について

○3月、4月の行事予定について

第6 その他

「開会宣告」

○**教育長** ただいまから令和8年芦屋町教育委員会第3回定例会を開会します。

— 開会宣告 午前9時 —

「会議録署名委員」

○**教育長** 本日の署名委員は、井上委員と森山委員にお願いします。

第3 教育長提出議案

○**議案第8号 芦屋町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について**

○**教育長** 議案第8号 芦屋町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○**学校教育課長** (議案第8号 芦屋町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」今回の改正は、オンライン会議に対応するための規定整備が中心です。主な改正点は7点です。

規則の構成を分かりやすくするため、目次を設けました。

オンライン会議を開催できるようにし、出席方法は教育長が指定することと明記しています。

対面会議の場合でも、やむを得ない場合は委員がオンラインで参加できるように明記しています。

オンライン会議を行う際の通知内容を明確にしました。

会議場所は教育長が指定できることとし、オンライン参加の方法も定めています。

非公開のオンライン会議では、秘密保持のための必要な措置を義務付けることとしています。

会議録には、オンライン会議を行った旨と使用機器の種類を記載することとしています。

○**教育委員** 情報通信機器を用いて会議を開催する場合、傍聴者はオンライン上で会議を見ることになるのでしょうか。

○**学校教育課長** 傍聴者は本庁舎の会議室へ来ていただき、会議室に設置したWEB端末を通して傍聴していただくことを想定しています。

○**教育委員** オンライン会議で非公開議題を取り扱うとき、傍聴者はどのようになるのでしょうか。

○**学校教育課長** 非公開の議題の際、傍聴者には会議室から退出していただくことになり

ます。

- 教育委員** オンライン会議となった際、ネットカフェなどから参加することはできますか。
- 学校教育課長** 第2条の2第2項に基づき、教育長が指定する方法で出席していただくこととなります。
- 教育長** オンライン会議の場合は、自分の周りにいる第三者に発言を聞かれないところから参加していただくことが基本になると思います。
ほかに質問や意見はありませんか。ないようでしたら、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

○**議案第9号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について**

○**教育長** 議案第9号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○**学校教育課長** (議案第9号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」来年度から小学生の給食費に対して国から県を通じて新たな交付金が交付されます。新たに設置される交付金では、就学援助及び特別支援教育就学奨励費を受けている保護者も交付対象となるため、本要綱における対象外規定からは除外し、対象者の定義を簡素化するものです。今回の改正により、対象外となるのは、生活保護法の教育扶助を受けている保護者のみとなります。

○**教育長** 質問や意見はありませんか。ないようでしたら、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

○**議案第10号 芦屋中学校部活動外部指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について**

○**教育長** 議案第10号 芦屋中学校部活動外部指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について

○**学校教育課長** (議案第10号 芦屋中学校部活動外部指導員設置要綱の一部を改正する告示の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」現在、部活動外部指導員には、年間の指導日数に応じて、町が謝礼をお支払いしています。具体的には、年間30日以上の場合、年間4万円、30日未満の場合は年間2万円です。今回の改正では、この謝礼金を1回の指導につき1,000円を支給するものとして、月

12 回分の 1 万 2,000 円を上限とする内容に改めるものです。

- 教育委員 上限額を設定した根拠についてもう少し説明してください。
- 学校教育課長 中学校の部活動は平日に休養日を設け、週末は活動しないことを基本としています。
- 今回の改正に際し、外部指導員を導入している他の自治体での例を参考にさせていただき、謝礼の金額や上限額を設けています。
- 教育委員 もし、ある月の指導回数が 10 回だった場合は、1 万円お支払いするということですか。
- 学校教育課長 そのようになります。
- 教育委員 外部指導員は、単独で指導はされないのですよね。
- 教育長 はい。中学校の顧問がいる中で技術指導をされています。
- 教育委員 現在、外部指導員は何人おられますか。
- 学校教育課長 外部指導員は現在 6 人おられます。
- 教育長 ほかに質問や意見はありませんか。ないようでしたら、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

○議案第 11 号 芦屋町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

○教育長 議案第 11 号 芦屋町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

○学校教育課長 (議案第 11 号 芦屋町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」この要綱は、部活動の地域移行が進む中で、町内の小中学校の教職員が希望して地域クラブ活動に関わる際、その兼職兼業を適切に行えるよう、手続きや基準を定めたものです。主な内容は次のとおりです。教職員が地域クラブで活動したい場合は、申請書を学校長に提出し、学校長が確認のうえ教育委員会へ提出します。

教育委員会は、学校業務への支障がないか、労働時間や健康面に問題がないかなどを審査し、適切と判断すれば許可します。

活動内容に変更があった場合や、教職員が異動した場合には、速やかに届け出や再申請が必要です。また、虚偽の申請や健康・信用に影響が出た場合には、許可を取り消すことがあります。

活動にあたっては、勤務時間中の活動は禁止され、学校業務を優先すること、信用を損なう行為をしないことなど、教職員としての責任を守ることを明記しています。

活動時間は毎月報告し、教育委員会は兼職兼業する教職員の健康管理にも配慮します。

地域クラブとの契約や報酬の受け取りは教職員本人が行い、報酬は社会

通念上妥当な範囲とします。税務処理も適切に行う必要があります。
なお、無償や実費弁償の範囲で、勤務時間外に活動する場合、申請は不要としています。

○教育委員 今回の規定を設ける背景を、改めて確認したいと思います。何を目的としているのかを明確にしたいのです。

○学校教育課長 現在、中学校では野球部と吹奏楽部について、教員が直接指導を行っています。これらの先生方が、今後「地域クラブ活動」として指導に関わる場合、来年度から兼職兼業を許可する方向で検討しています。その許可に必要な事項を、今回の要綱案に盛り込んでいます。

○教育委員 もう少し、目的を明確にしたいと思います。要するに、土日に教員が過度に勤務する状況を避けるための仕組みという理解でよいのでしょうか。土日に部活動を指導すると残業代が非常に高額になり、結果としてサービス残業のような状態が生じてしまう。それを避けるために、地域クラブへ移行し、教員はそちらで指導を行う形にする、という考え方でよいでしょうか。

○学校教育課長 学校での指導はあくまで教員として行う一方、週末の活動は地域クラブに所属する指導者として担う形を想定しており、教員には2つの立場が生じます。しかし、現行制度では教員はフルタイムの地方公務員で兼職兼業が原則禁止されているため、地域クラブでの指導を行うには兼職兼業の許可が必要になります。

国は休日の部活動を地域へ移行する方針を進めていますが、芦屋町にはまだ受け皿となる組織がありません。このため、こどもたちへの影響を抑えつつ週末の部活動を地域クラブ化できないか検討してきました。

中間市では教員の兼職兼業を認めただうえで、土日の活動を学校ではなく地域クラブとして実施する形を取っており、芦屋町でも同様に、来年度から土日の活動を地域クラブとして行うため、今回兼職兼業を許可する方針です。

○教育委員 つまり、土日には学校としての部活動は実施しないということですね。第10条には、「無償または交通費等の実費弁償の範囲で地域クラブ活動に従事する場合は、兼職兼業の申請は不要」と記載されています。

もし教員が「無償でかまわない」と申し出た場合、兼職兼業の申請を行わなくてもよいこととなります。そうすると、実質的には従来と変わらない状況が続くことになりませんか。この条文は、むしろ削除したほうがよいのではないのでしょうか。

○教育長 ほかに質問や意見はありませんか。

第10条の取り扱いについて、再度検討した上で、改めて審議していただくこととしたいと思います。

第4 協議事項

○令和8年度芦屋町教育委員会の基本方針について

○教育長

令和8年度芦屋町教育委員会の基本方針について、簡単に説明します。
(令和8年度芦屋町教育委員会の基本方針について説明 ※資料のとおり)

「概要」今年度の方針は、昨年度の基本方針をもとに、内容を5つの柱に整理し、町全体で教育力を高めることを目指しています。令和7年度と比べると、個別事業の説明よりも、教育の方向性を明確に示した構成になっている点が特徴です。

まず1つ目は、学力と人間性の育成です。小中連携や家庭学習の定着を進め、基礎学力の向上と豊かな心の育成に取り組みます。

2つ目は、ICT教育と英語教育の充実です。ICT指導員の活用や英検補助、ホームステイ事業を通して、主体的な学びと国際的な視野を育てます。

3つ目は、不登校支援の強化です。学校内外の教育支援センターが連携し、多様な学びを保障します。

4つ目は、生涯学習と地域教育力の向上です。講座や体験活動を充実させ、地域の人材育成や住民同士の支え合いを促します。

5つ目は、シビックプライドの醸成です。歴史・文化を学ぶ機会を広げ、町への誇りと愛着を育て、地域づくりへの参加を促します。

以上が令和8年度の基本方針です。昨年度の取り組みを踏まえつつ、より体系的に整理し、「教育の町・芦屋」の実現を目指す内容としています。

○教育委員

不登校対策について、学校内外の教育支援センターとは、町の教育支援センターと芦屋中学校の教育支援センター、それと現在山鹿小学校で設置を予定している教育支援センターの3か所のことを指しますか。

○教育長

はい。そうです。

ほかに質問や意見はありませんか。ないようでしたら、この方針とおりに承認していただけますでしょうか。

— 満場一致で承認 —

○令和8年度芦屋町学校教育の重点取組について

○教育長

令和8年度芦屋町学校教育の重点取組について、簡単に説明いたします。
(令和8年度芦屋町学校教育の重点取組について説明 ※資料のとおり)

「概要」来年度も、「芦屋町を誇りに思い、確かな学力と豊かなコミュニケーション力を備えた子どもを育成する」という基本方針は変わりません。重点項目については順序を見直し、ICT教育の推進を中心に据え、「シビックプライドの醸成」「ICT教育の推進」「英語教育の充実」の順で整理しています。

ICT教育では「主体的に学ぶ意欲の向上」を重視し、キーワードを「主体的に学ぶ」としました。内容は令和7年度から大きく変えていません。シビックプライドの醸成は「芦屋を誇る」、英語教育の充実は「英語で伝

え合う」をキーワードとし、いずれも従来の取組を継続します。
これら3つのキーワードを柱に、芦屋町を誇りに思い、確かな学力と豊かなコミュニケーション力を備えたこどもの育成につなげてまいります。
また、小中学校の連携や「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という視点についても、引き続き取り組んでいきます。
質問や意見はありませんか。ないようでしたら、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

○令和8年度芦屋町学力向上の取組について

○教育長 令和8年度芦屋町学力向上の取組について
令和8年度芦屋町学校教育の重点取組を受け、来年度の令和8年度芦屋町学力向上の取組について、担当指導主事から説明してください。

○指導主事 (令和8年度芦屋町学力向上の取組について説明 ※資料のとおり)
「概要」まず、児童生徒と教員の双方の視点から、学力向上に関する課題を整理しています。教員の指導上の課題が、そのまま児童生徒の学力課題として表れていることが確認できます。
これを踏まえ、児童生徒が学習への興味や関心を高め、主体的に学び、論理的に考える力を育むことを基本方針とし、教員の指導力向上とあわせて学力向上を進めてまいります。
続いて、具体的な取組を3つの視点から申し上げます。

1つ目は、授業改善です。町内4校で指導の在り方をそろえるため、研究主題や授業づくりの方法を、教育委員会と授業改善部会が連携して策定し、各校で実践していただきます。また、採用6年目までの若年教員を中心に、指導主事が日常的に授業を参観し、指導・支援を行います。

2つ目は、既習内容の定着です。児童生徒が自分に合った反復学習や家庭学習を進められるよう、eライブラリの活用をさらに促進します。

3つ目は、教職員研修です。「学びのプロセス」を基盤とした研究発表会や、小中一貫の公開授業研修会を開催します。8月には、生成AIを含むICT活用研修を実施します。さらに、若年教員研修を年間10回実施し、福岡教育大学や附属校の講師を招いて、授業力の向上を重点的に図ります。

○教育委員 授業改善の中で、「研究主題等の設定による学習指導の均一化」とありますが、芦屋町として研究主題を一つに統一するという理解でよいのでしょうか。

○指導主事 芦屋町では9か年を見通したこどもの育成を進めるにあたり、学習指導の在り方を町全体でそろえていく必要があります。これまでは、各学校がそれぞれの課題に応じて教科を選び、独自に研究主題を設定してきましたが、その結果、育てようとするこどもの姿が学校ごとに異なるとい

う課題がありました。

そこで令和8年度にむけて教育委員会と授業改善部会で協議し、4校共通の研究主題を設定することとしました。キーワードは「主体的に学ぶ児童生徒」です。研究主題は育てたいこどもの姿を示すものですので、町として方向性をそろえることにしました。また、そのためのアプローチである研究の着眼についても、大枠は統一します。ただし、発達段階の違いがありますので、細かな部分については学校の判断で調整できるようにしています。

○教育委員 研究主題の大枠は「主体的に学ぶ児童生徒」で統一しますが、どの教科を研究対象とするかについては、これまでどおり各学校が児童生徒の実態に基づいて決めてよい、という理解でよろしいでしょうか。

○指導主事 中学校は学力調査、小学校は児童の学びの実態を踏まえて協議し、学校ごとに設定するという確認させていただきたいと思います。

○教育委員 「学習指導の均一化」というのは、具体的にどのようなことをいうのでしょうか。

○指導主事 「学びのプロセス」は、小学校45分、中学校50分の授業の中で、「つかむ」「つくる・見出す」「ふりかえる」という3つの流れで学習を構成するものです。まず「つかむ」では、こどもが学習対象に興味をもち、自分の課題に気づけるように授業を進めます。こどもが「これはどうしてだろう」と疑問をもつ姿が見えるようにし、そのために教師がどのように関わるかを「支援内容と具体例」として整理しています。

中学校では教科によって多少の違いはありますが、こうしたこどもの姿と教師の支援のあり方を、小中学校でそろえて実践していくことが、「学習指導の均一化」という考え方になります。

○教育委員 具体的にどのような取り組みを予定していますか。

○指導主事 2月25日に、芦屋町の全教職員を対象に研修会を実施しました。研修では、学習指導の各段階に応じて、どのような学習活動を設定し、その際に教員がどのような支援を行うのかについて説明しました。また、教科ごとに具体的な場面例を示しながら、よりイメージしやすい形で提示しました。

4月には転入職員もおりますので、2月25日の内容を校内研修として改めて共有する予定です。このように、繰り返し研修を行うことで、今後どのような授業づくりを目指すのかを、教職員が具体的にイメージできるようにしていきます。

ご指摘のとおり、イメージが曖昧なままでは授業改善は進みにくいため、授業改善部会とも連動させながら取り組みを進める計画をすでに立てています。私自身もその必要性を強く認識しており、今後も継続的に支援していきます。

○教育委員 芦屋町には、授業づくりに優れた先生方がいらっしゃいます。こうした先生の授業を通常どおりの形で動画に記録し、その映像を基に指導主事が解説を加えていただく取組は、非常に有効な研修素材になると思いま

す。例えば、「この場面の指導は特に効果的である」「ここは改善の余地がある」といった具体的なポイントを示していただくことで、他の教職員にとっても実践をイメージしやすくなり、授業改善の促進につながるはずです。

もし可能であれば、このような実践例の収集と共有を、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

○指導主事

授業力、とりわけ実践的な指導力は、経験を重ねることで確実に高まる一方、若手教員にとっては十分な経験がないため、授業づくりに課題を感じやすい状況があります。そのため、芦屋町として「どのような授業を目指すのか」「どのような学習活動を構成すべきか」について、全体で議論する研修を実施してまいりました。

この研修の成果を踏まえ、来年度は指導主事が学校を訪問し、日常の授業を参観しながら助言をいただく計画を立てております。計画表のとおり、若年教員研修では、4月から継続的に研修を行い、来年度は指導主事のほか福岡教育大学の准教授、附属小中学校の教員なども関わっていただきながら、理論研修を深め、「日常の授業参観・指導助言」については、私指導主事が担当し、日常的な授業改善につながる助言を行う体制を整えております。

委員よりご提案いただいた方向性を踏まえ、若手教員の授業力向上に資する研修と支援を、計画的に進めてまいります。

○教育委員

「学級風土の醸成」のところですが、私は教師の経験がないので専門的なことは分かりません。ただ、学びに向かう雰囲気づくりは、すごく大事だと思っています。

例えば、こども同士の交流でも、仲が良い方がうまくいく気がします。嫌いな相手からは教えてもらいたくないとか、話したくないという気持ちもあるでしょうし、学級全体として勉強に向かう雰囲気があるかどうかは大きいと思っています。

今日の説明を聞いて、そのあたりを評価していく話なのかなという印象を持ちました。評価する以上、基準があるのか気になっていたのですが、専門家が入って、最初に検証して、実践しながら評価して、また改善していくという流れで進めるということですね。そういうサイクルを回しながら、年に何回か取り組んでいくイメージで理解しました。

○指導主事

学級の状態を把握するために、学級集団を分析する「アセス」(学級全体と児童生徒個人のアセスメントソフト)があります。こどもたちが安心して学べる風土づくりは学力向上に欠かせないため、まずは学級に対するこどもたちの感じ方を客観的に見ていきます。

その結果をもとに、福岡教育大学の専門の先生に各学校で研修をしていただき、今後の学級づくりの方向性を示してもらおう予定です。6月に1回目のアセス、11月に2回目のアセス、1月に振り返りを行います。実際に変容が見られるかどうかを確かめながら進めていく計画です。

○教育委員

来年度から初めて行う取り組みですか。

- 指導主事** はい。これまで、小学校6年生と中学校1年生には「ハイパーQU」を使い、それ以外の学年にはアセスを実施していました。ただ、学年により基準が違うと、9年間を通した学級の変化が比較しにくいという課題がありました。
そこで、来年度からは全学年で同じアセスを実施し、9年間を通して一貫したデータが取れるようにする予定です。今後も継続的に実施していく方針です。
- 教育委員** ハイパーQUでは福岡教育大学から別の先生に指導助言をお願いしていましたが、アセスに変えると、その先生からの指導助言は受けられなくなるということですか。
- 指導主事** ご指摘の先生には、学力向上検証委員会の委員として引き続きご指導をお願いすることとしています。
- 教育委員** 授業改善部会で、いろいろな検討がされるとのことですが、見通しについて教えてください。
- 指導主事** 令和8年度は年間7回開催する予定です。構成は代表の校長、事務局の教頭、各学校の主幹教諭、教務主任もしくは校内研修担当者で構成するようにしております。教育委員会は私が担当いたします。
- 教育長** ほかに質問や意見はありませんか。ないようでしたら、この内容に基づきすすめていくこととしてよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

第5 報告・連絡

○令和8年度ワンヘルス教育推進事業（県事業）の受託について

○教育長 令和8年度ワンヘルス教育推進事業（県事業）の受託について

○学校教育課長 ワンヘルス教育推進事業は、県の委託事業として、本年度、芦屋小学校と芦屋中学校で実施しています。先日、令和8年度も再度県からの委託を受け、芦屋小学校と芦屋中学校で実施することとなりましたので、報告いたします。

○教育長 同じ学校での2年目の実施となります。
この事業についての研究発表は、芦屋小学校は小中連携授業公開の中で、芦屋中学校は町指定の研究発表会の中で、それぞれ行う予定です。

○令和8年度小中学校入学式について

○教育長 令和8年度小中学校入学式について

○学校教育課長 令和8年度の入学式は、中学校が4月9日(木)、小学校が4月10日(金)に行います。中学校入学式は教育委員のみなさんにお出席をお願いいたします。小学校入学式では、教育委員のみなさんには3校に分かれて出席をお願いいたします。案内状が届きましたら、改めてご案内いたします。

● 3月、4月の行事予定について

○教育長 3月、4月の行事予定について

○学校教育課長 (3月、4月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

○生涯学習課長 (3月、4月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

第6 その他

特になし

「閉会宣告」

4月の定例会は、4月1日(水)午後2時15分から開催します。

5月の定例会は、5月1日(金)午後3時30分から開催します。

— 閉会宣告 午後0時5分 —

会議録署名人 教育委員

教育委員

学校教育課長